

第4章 誘導施設

1. 誘導施設の設定の考え方

(1) 誘導施設（都市機能増進施設）とは

「都市機能増進施設（以下、誘導施設）」は、都市再生特別措置法第八十一条において「医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの」とされており、都市機能誘導区域内へ誘導する施設として設定するものです。

(2) 誘導施設の設定の考え方

本市では、立地適正化計画のターゲットである「子育て世帯や若者を都市中心部に呼び込む（訪れる）」施設を誘導施設として検討します。また、都市機能誘導区域は都市拠点に設定するため、都市拠点の性格・役割に見合った施設も誘導施設として検討します。

【誘導施設の設定の考え方】

■立地適正化計画のターゲット

○子育て世帯や若者を都市中心部に呼び込む（訪れる）

→子育て世帯、若者の生活の質の向上や活動の場を創出し、中心部のエリアの価値を維持・増進させる施設

■都市拠点の性格・役割

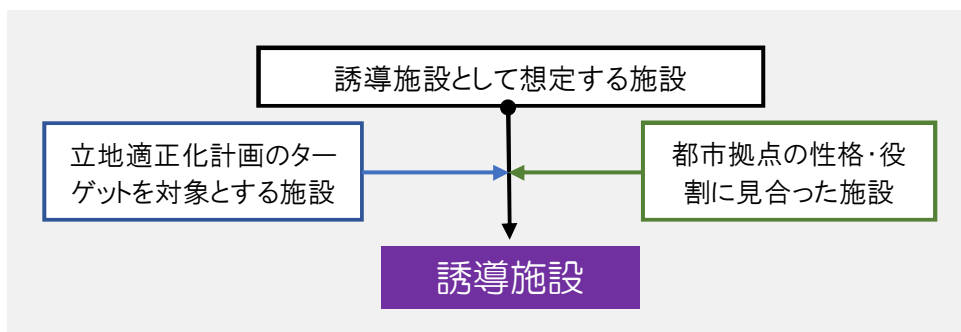
○本市を含む広域圏の中核施設及び市全域をサービス対象とした中心施設を誘導。

○都市構造に大きな影響を及ぼすような大規模で、他地域への立地を抑制したい施設を誘導。

→都市拠点の中心部に立地が望まれる施設

(3) 誘導施設の設定の流れ

誘導施設の設定の考え方を踏まえ、以下の流れで誘導施設を検討します。



2. 誘導施設の設定

前項までに整理した誘導施設設定の流れに基づき、「立地適正化計画のターゲットを実現する施設」かつ「都市拠点の性格・役割に見合った施設」を誘導施設として設定しました。

■立地適正化計画のターゲット

○子育て世帯や若者を都市中心部に呼び込む(訪れる)

→子育て世帯、若者の生活の質の向上や活動の場を創出し、中心部のエリアの価値を維持・増進させる施設

■都市拠点の性格・役割

○本市を含む広域圏の中核施設及び市全域をサービス対象とした中心施設を誘導。

○都市構造に大きな影響を及ぼすような大規模で、他地域への立地を抑制したい施設を誘導。
→都市拠点の中心部に立地が望まれる施設

想定する誘導施設の種類		中心部のエリアの価値を維持・増進させる施設	都市拠点の中心部に立地が望まれる施設	誘導施設	備考
医療施設	・一般病院	○	—	—	
	・診療所, 薬局	○	—	—	
社会福祉施設	・老人福祉施設	—	—	—	
	・障害者支援施設	—	—	—	
	・子育て支援センター	○	○	○	延床面積 1,000 m ² 以上に設定
	・保育所	○	—	—	
教育文化施設	・幼稚園	○	—	—	
	・認定こども園	○	—	—	
	・小学校, 中学校	○	—	—	
	・高等学校, 中等教育学校	○	—	—	
	・特別支援学校	—	—	—	
	・高等専門学校, 大学	○	○	○	
	・専修学校	○	○	○	
	・図書館	○	○	○	
	・交流センター	○	○	○	
	・博物館, 美術館	○	○	○	
商業施設	・大型商業施設	○	○	○	延床面積 10,000 m ² 以上に設定
	・食品スーパー	○	—	—	
	・コンビニエンスストア	○	—	—	
	・劇場, 映画館, 演芸場又は観覧場	○	○	○	